

# 防府市地域公共交通活性化協議会協議運賃分科会の設置について

## (1) 設置理由

道路運送法の一部が令和5年10月1日付けで改正されたことに伴い、これまで地域公共交通活性化協議会で行っていた協議運賃に関する協議について、改正法第9条第4項に規定された者のみで協議する必要があることから、防府市地域公共交通活性化協議会設置要綱第8条に基づき、新たに分科会を設置する。

[道路運送法]

第9条第4項

従来、地域公共交通会議で協議していた協議運賃について、交通会議『以外』の場で協議を調えるように変更する

[防府市地域公共交通活性化協議会 設置要綱]

第8条 分科会

第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる

## 【構成委員】

市町村 … 防府市総合政策部長 永松委員

一般旅客自動車運送事業者 … 協議運賃を定めようとする事業者

当該路線等を管轄する地方運輸局長 … 中国運輸局山口運輸支局 舘委員

関係住民の意見を代表する者 … 市民代表 東福委員

## (2) 設置時期

令和6年2月13日～